

府 食 第 6 5 0 号
令 和 7 年 1 0 月 3 日

内閣総理大臣
石 破 茂 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価の結果の通知について

令和7年9月24日付け消食基第574号をもって内閣総理大臣から食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

このことについては、「食品健康影響評価の結果の通知について」（令和5年11月1日付け府食第667号）により、農薬の再評価として、イソチアニルに係る食品健康影響評価結果を通知したところであることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。